



目次

告 示	ページ
◎告示（農業改良資金の収納事務の委託）の一部改正及び告示の廃止（協同組合指導課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	1
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（ 〃 ）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出（ 〃 ）	2
公 告	
○換地計画の適否決定（安芸市）（農業基盤課）	2
○平成24年度屋外広告物講習会の開催（都市計画課）	2

告 示

高知県告示第618号

昭和42年10月高知県告示第482号（農業改良資金の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、昭和50年10月高知県告示第581号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、平成元年4月高知県告示第270号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、平成3年6月高知県告示第323号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、平成6年4月高知県告示第221号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、同年10月高知県告示第524号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、平成7年7月高知県告示第394号（農業改良資金貸付金収納事務の委託）、平成9年5月高知県告示第432号（農業改良資金貸付金に係る収納事務の委託）、平成10年4月高知県告示第271号（農業改良資金貸付金に係る収納事務の委託）、同年11月高知県告示第671号（農業改良資金の貸付金に係る収納の事務の委託）及び平成12年5月高知県告示第351号（農業改良資金の貸付金に係る収納の事務の委託）は、廃止する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

表を次のように改める。

所在地	名称
安芸市幸町1番16号	土佐あき農業協同組合
安芸郡馬路村馬路3888番地4	馬路村農業協同組合
香南市野市町西野2704番地2	土佐香美農業協同組合
土佐郡土佐町土居284番地1	土佐れいほく農業協同組合
南国市大桶乙894番地1	南国市農業協同組合
南国市下末松169番地4	長岡農業協同組合
南国市十市2328番地1	十市農業協同組合
高知市高須東町4番8号	高知市農業協同組合
高知市春野町西分512番地2	高知春野農業協同組合
土佐市波介4383番地1	土佐市農業協同組合
高岡郡佐川町甲1751番地1	コスモス農業協同組合
高岡郡四万十町榊山町586番地2	四万十農業協同組合
須崎市大間本町14番26号	土佐くろしお農業協同組合
高岡郡梶原町梶原1444番地1	津野山農業協同組合
四万十市右山五月町7番40号	高知はた農業協同組合

高知県告示第619号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項

- 発起人の住所及び氏名

宿毛市小筑紫町	山中輝明
〃	谷岡正明
〃	河原喜久男
 - 加入区の名称
栄喜加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- 縦覧期間
平成24年10月9日から同月23日まで
 - 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合栄喜支所

高知県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年10月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三里字シタケホキ山2756番1から 四万十市三里字平本山2774番1まで	前	5.0 18.0	430
	後	10.0 22.0	

高知県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年10月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 大久保伊尾木

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵 1753番51	47	平成24年10月9日

高知県告示第622号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	窪川	〃	四万十町
	〃	久礼	〃	中土佐町
	〃	大正	〃	四万十町

〃
〃
〃
」
を
」

「	〃	四万十町	〃	四万十町
	〃	久礼	〃	中土佐町

〃
〃
」
に改める。

高知県告示第623号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市栄田町一丁目2-11
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
(変更後) 高知市栄田町一丁目2-11
社団法人高知県交通安全協会

3 変更承認年月日
平成24年10月9日

高知県告示第624号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一

(変更後) 高知市栄田町一丁目2-11
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一

2 変更承認年月日
平成24年10月9日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、安芸市の行う安芸地区（入河内換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成24年10月9日から同年11月6日まで

3 縦覧場所

安芸市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第42条の規定により、平成24年度屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。

平成24年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習会の対象者

屋外広告業に従事している者若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者又は屋外広告業に従事しようとし、若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者になろうとする者

2 講習会の日時

平成24年11月28日（水）午前9時から午後5時まで

3 講習会の場所

高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール

4 講習会における講習科目

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
- (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項

5 講習会の受講手続

- (1) 受講申込みの申込先及び受付期間並びに受講定員
ア 申込先

高知市丸ノ内一丁目2番20号（郵便番号780-8570）
高知県土木部都市計画課

イ 受付期間

平成24年10月9日（火）から同年11月13日（火）まで
郵送による場合は、平成24年11月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。

ウ 受講定員

100名

(2) 受講申込書

高知県土木部都市計画課及び各土木事務所に備え付ける所定の用紙を用いること。

(3) 受講手数料

3,400円（当該額に相当する額の高知県収入証紙を受講申込書の高知県収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること（高知県収入証紙には、消印をしないこと。）。）

(4) 講習科目の一部免除

高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）第27条第2項の規定により、講習会における講習科目のうち、広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること。

6 講習会に関する問い合わせ先

講習会についての詳細は、高知県土木部都市計画課計画担当（電話番号088-823-9846）に問い合わせること。